

令和3年9月13日

保護者各位

宜野湾市立嘉数中学校
校長 玉城 健蔵
(公印省略)

本校における緊急事態宣言期間中の教育活動及び部活動等について（通知）

平素より、本校の学校教育についてご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、減少傾向にありますが、本県の緊急事態宣言が令和3年9月30日まで延長され、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

本校における緊急事態宣言期間中の教育活動及び部活動等については、市教育委員会の方針のもと、感染症対策を徹底し、下記の通りといたします。

つきましては、各家庭におかれましても、引き続き感染症対策を徹底するとともに、本校の教育活動にご理解いただき、ご協力をお願いします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底

(1) マスクを着用し、手洗ひまたは手指消毒を徹底する。屋外においても十分な感染対策を講じる。

(2) 生徒、教職員とも登校出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底する。生徒本人及び同居家族に発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で促し、登校を控える。

2 感染リスクが高い教育活動

各教科等における活動のうち、感染リスクの高い学習活動については、学習内容を厳選し、感染症対策を徹底して実施する。

3 部活動

9月13日（月）から9月30日（木）までの期間中の部活動は原則休止とする。但し、次の場合はその限りではない。

(1) 全国大会へ派遣が決定しているチーム及び個人の練習については、学校長許可の下、大会2週間前から練習することができる。

(2) 九州・全国の予選を兼ねる大会及びコンクール等に限り、学校長許可の下、大会2週間前から練習することができる。

(3) 上記(1)・(2)において練習が許可された場合、平日90分以内(早朝練習なし)、土日祝日は2時間以内とし、必要最小限の人数で行う。さらに学級学年閉鎖等の対応がある場合は、その期間は部活動に参加しないこと。

(4) 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう指導を徹底する。(部室、更衣室、下校時等を含む)

(5) 感染者または濃厚接触者が出た部活動等については、停止とする。

(6) 練習試合や合同練習は行わない。

参照 令和3年9月10日「緊急事態宣言期間中の部活動およびスポーツ少年団の活動について（通知）」
(宜野湾市教育委員会)